

山田町告示第11号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画について、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月1日

山田町長 佐藤 信逸

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
山田町農林課
山田町ホームページ (<https://www.town.yamada.iwate.jp/>)
- 3 権利の設定
本告示により、山田町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

別紙

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	地番	林班	小班 — 施業 番号	面積 ha	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間
集5-1	下閉伊郡山田町 織笠第24地割	62番地14	47	8-1	1.82	2024.4.1	10年
				8-2			
				9-1			
				42-1			
				42-2			
集5-2	下閉伊郡山田町 織笠第24地割	62番地92	47	8-1	0.42	2024.4.1	10年
				8-3			
集5-4	下閉伊郡山田町 織笠第24地割	62番地84	47	26-1	0.42	2024.4.1	10年
				26-7			